

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

山形県村山市

2 構造改革特別区域の名称

まつり交流特区

3 構造改革特別区域の範囲

村山市全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 地勢

村山市は、山形県の中央部に位置し、東は奥羽山脈、西に出羽丘陵に囲まれ南北にひらけた村山盆地の北部にあります。面積は196.83?で、市の中央部を日本三大急流の一つである最上川が流れ、かつては舟運の要所でもありました。松尾芭蕉が「奥の細道」に記した碁点、隼という難所が市内にあります。東に甑岳(標高1,016m)、西に霊峰葉山(同1,462m)を仰ぎ、足下には田園地帯が広がる自然豊かな地域です。

四季が明確で寒暖の差が激しく、冬には雪も多く特に山間部では積雪が2m以上に達する区域もあります。

(2) 沿革

村山市の中心地である楯岡は、江戸時代には羽州街道の宿場町として栄え、明治以降は内陸地方北部の行政の中心地でもありました。

昭和29年に1町5村が合併して誕生した村山市は、その後2村が加わって現在に至っており、平成16年は記念すべき市制施行50周年の年に当たります。

基幹産業は農業で、米やさくらんぼをはじめ高品質多品目の農産物が生産されています。また、2つの工業団地を中心に機械工業が発達し高い技術を誇っています。

北方探検の先駆者としてシーボルトから高く評価された最上徳内、居合抜刀道の創始者林崎甚助や克雪の父と称される松岡俊三も本市の出身者であり、市民の誇りとなっています。

(3) 人口の減少と少子化・高齢化による地域活力の減退

村山市の人口は、合併当初の4万2千人を最高に年々減少を続け、平成12年にはついに3万人を割り込む状況(29,586人)となっています。人口が減少する中で少子化・高齢化(高齢化率27.7%:H12)の進行により、基幹産業である農業を含めた第一次産業就業者数は29%減少(H12/H7)し、農業粗生産額もここ10年で約2割減となっています。また、近年の経済の低迷によって商工業も衰退するなど地域活力が失われる状況にあります。

このような状況の中で、市民が元気を出し誇りと自信をもってまちづくりに臨める

体制づくりが急務となっています。

(4) まつり交流の推進～「文化の薫る、元気なまちづくり」

村山市では、地域文化を活かした活気あるまちづくりに市民全体で取り組むことを目標とし、「文化の薫る、元気なまちづくり」を合言葉に、地域の自然や文化を大切にしたいまちづくりに取り組んできました。

平成15年度に村山市総合計画(21世紀夢プラン)を策定しましたが、その基本方針(三本柱)の1つが「徳内まつりにおける若者たちの熱気を取り入れたまちづくりの推進」です。人口が減少し活力が失われつつある状況の中で、唯一、活気にあふれ、本市の地域活性化の切り札ともいえるのが「徳内まつり」に代表される「まつり文化」です。

毎年8月21日～23日に行われる「むらやま徳内まつり」では、今年生誕250年を迎える北方探検家最上徳内にちなんだ「徳内ばやし」の笛や太鼓の軽快なリズムに合わせて、20を超える団体の約3千5百人がそれぞれの豪華な山車を先頭に乱舞します。特に若者を中心とした踊り手が縦横無尽に踊りまくる熱気あふれるまつりです。この「徳内まつり」を訪れる観光客は年々増加し、平成15年には県内外から約30万人もの観光客が訪れ、普段は閑散とした中心街が一転して人、ひと、人であふれました。

また、市内には環境省の「かおり風景百選」にも選ばれた700品種2万株のバラが咲き誇る日本一の「東沢バラ公園」があり、6月のバラまつり期間中は、さくらんぼの季節と重なることもあり、約40万人の観光客がバラ園を訪れその色鮮やかさと薫りに酔いしれます。このほかにもバラ公園では、春の桜まつり、秋のバラまつり、冬のスノーランドin東沢など年間を通してさまざまな「まつり」を開催し多くの観光客をよんでいます。

さらに、村山市はそばの産地であり、日本そば店13軒が街道沿いに軒を並べる「最上川三難所そば街道」があります。秋ともなれば一面のそば花畑が広がる「そば街道」には、県内はもちろん宮城県仙台市を中心に県外からも多くのお客様が訪れ、田舎らしい素朴な食文化に舌鼓をうっています。そばに関しても「そばまつり」や「そば花まつり」など多くのまつりを開催し、県内外からのお客様に好評を得ています。村山地方では、そばが木で作られた箱に載せられて出される「板そば」が特徴ですが、「そばまつり」では、五十間(約91メートル)の大板そばが振舞われ、ギネス記録にも認定されています。

このように、村山市独自の文化と地元特産物を活かした「まつり」をメインとする交流人口の拡大とこれに伴う経済効果により、「文化の薫る、元気な村山市」が実現できるものと考えています。特に、農家数が減少し、高齢化と後継者不足に悩む農村地域では生産力が減退し耕作放棄地が増加するなど、村山市らしい文化や自然、景観が失われようとしています。交流人口の拡大はこれらの沈滞化する農村地域の活性化にこそ、結びつける必要があると考えます。

5 構造改革特別区域の意義

「むらやま徳内まつり」や「バラまつり」をはじめとする「まつり交流」は年々盛んになっていますが、一方で農村地域の活性化や経済的な効果を得るにはまだまだ取り組むべきことが山積みであるというのが現状です。

とくに市内の宿泊施設が市営の「クアハウス基点」を含め小規模なビジネスホテルなど6軒（収容300人程度）しかなく、また、かつて10軒ほどあった山ノ内地区のやまばと民宿村も現在まで続けているのは2軒のみとなっています。このため、村山市を訪れる多くの観光客は近隣の天童、東根及び銀山などの温泉地に流れ、せっかくの交流機会を逸してしまっているという状況です。

また、村山らしい「もてなし」や体験型メニュー、土産品などが不足しているため、通過型の観光が中心で宿泊や長期滞在を伴う観光客が少ないことも課題です。

したがって、まつりの充実に伴う交流機会の拡大と交流人口の増大による経済的効果を図るためには、村山市独自の農村文化と地元特産物を活かしながら、長期滞在交流が可能な農家民宿の新規起業を促進すると共に、村山らしい「もてなし」メニューを豊富にすることが必要です。

これを実現することで、まつりを訪れる観光客と農村地域住民の密接な交流が拡大し、観光客の増加と農村地域の活性化が図られます。

「まつり」を訪れる都市部からの観光客に、農村地域の民宿に宿泊してもらい、村山市らしい素朴な人情と地元産の食材を活用した飲食物でおもてなしをすることで、農村地域の住民に生きがいと経済的利益をもたらし、住む人は少ないながらも元気で活動する住民を増やしていけることが本特区の重要な意義であると考えます。

そのために、農家民宿における簡易な消防用設備等を容認する特例措置を導入し、農家民宿の新規起業を容易にし、農家民宿の増加を実現させる必要があります。また、濁酒製造に係る量的制限を緩和する特例措置により、農家民宿等で自らが生産した米などを活用した濁酒を提供することができ、田舎らしい村山にしかない「もてなし」が可能になります。

このことにより、「まつり」を中心とした交流人口が拡大し、さらに、地産地消を進め地元の農産物等の供給先を確保することで、耕作放棄地の増加を防ぎ農地の保全を図り、豊かな田園景観と自然のうらおいを後世に残すことが可能になります。

「まつり交流特区」は、地域の文化である「まつり」を軸にして都市と農村の交流を促進するなどさまざまな波及効果を得られる、小さな田舎まちらしい地域活性化策になりうるものと考えます。

6 構造改革特別区域の目標

(1) 交流人口200万人の達成

平成15年度に策定した「村山市総合計画(21世紀夢プラン)」は、「文化の薫る、元気な村山市をつくる」を基本理念に、『文化・芸術・スポーツなどを基盤としたまちづくり』、『徳内まつりにおける若者たちの熱気を取り入れたまちづくり』により、いきいきとした活気あふれる人づくり、うらおいのあるくらしづくりを目指しています。この中で「観光の振興とまつり、交流の拡大」を重点戦略の一つと位置づけ、「交流人

口200万人の実現」を目標としています。

そのためにも、まつりによる交流をさらに拡大する必要があります。メインのまつりである「むらやま徳内まつり」の参加者を増やすために、より参加しやすい環境をつくるとともに、観客の安全を確保しながらもより多くのお客様が気軽に自由に観覧できるまつり会場づくり、まつり運営に努めていきます。

これにより、交流人口のより一層の増加が図られ、市民の団結と高齢者、若者のまちづくりへの参加意欲が醸成されるとともに、商店街などへの経済効果の拡大を推進します。

(2) 「森・水・食」文化の推進と農業の振興

村山市は面積の約60%が森林であるとともに、山形県の母なる川「最上川」が中央部を貫流する「森と水」文化に満ちた地域です。山の恵みと豊かな水がもたらす農林業により地域の人々は生かされてきました。

これらの農村文化や地域資源を活用して農村環境の魅力を発信するとともに、そこに住む人々、特に高齢者や女性の知恵と経験、技術を発揮できる生きがいの場の確保を目指します。

すでに実績のある「やまばと民宿村」(山ノ内地区)を中心に農家民宿を拡大し、山菜などの地域資源や地元産農産物を活用した郷土料理、酒類などの飲食物を提供するとともに、農村での体験交流機会を設け、まつり参加と合わせた滞在型の交流観光と農業の一体的な振興を図ります。

これらにより、農業生産額の増加と農家所得の向上を図ることで、新規就農者の確保育成を推進します。

7 構造改革特別区域の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 期待される経済的社会的効果

観光客の増加

- ・まつりの充実やもてなしの多様化により交流人口の拡大が期待されます。

	15年度	20年度目標
むらやま徳内まつり交流人口	30万人	45万人
バラまつり交流人口	45万人	60万人
その他交流人口	75万人	95万人

(村山市統計資料等)

新規起業

- ・農家民宿や農家レストラン、自家製による酒類製造などが期待されます。

	15年度	17年度目標	20年度目標
農家民宿等の開業件数	2件	3件	5件

自家製による酒類製造件数	0 件	1 件	2 件
--------------	-----	-----	-----

農業所得の向上

・交流客増加に伴う販路の拡大、農業生産物出荷量の増加などにより農業所得の向上が期待できます。

	14 年度	20 年度目標
農業粗生産（農業産出）額	7,980 百万円	8,800 百万円
同 農家一戸当たり	2,357 千円	2,600 千円

（山形県農林水産統計年報）

農業後継者の増加

・農業所得が向上することにより、農業後継者の増加が期待できます。

	12～15 年度	16～20 年度目標
新規就農者数	12 人	20 人

8 特定事業の名称

農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業（407）

特定農業者による濁酒の製造事業（707）

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

（1）特定事業に関連する事業

「まつり」の充実と拡大

「むらやま徳内まつり」「バラまつり」及び「そばまつり」の充実を図るとともに、年間を通した多様なまつりを開催し交流人口の拡大を目指します。

「まつり」開催予定一覧

開催時期	まつり名	実施主体
4 月	桜回廊づくり（市民植樹祭） 桜まつり 徳内登山 最上川ふるさと農園オープン	村山市 市、観光物産協会 山岳会 農村文化保存伝承館
5 月	村山仙台交流イベント（春）	市、観光物産協会
6 月	じゅんさいまつり さくらんぼ村オープン 徳内マラソン 葉山登山	土地改良区 観光物産協会 市、体育協会 村山市
6 月～7 月	バラまつり	市、観光物産協会

7月	地産地消イベント・バーベキュー大会 村山仙台交流イベント(夏) 全国各流居合道大会	地産地消推進協議会 市、観光物産協会 居合振武館
8月	最上川ミニ水族館 むらやま徳内まつり	村山市 徳内まつり実行委員会
9月	秋のバラまつり そば花まつり 湯野沢熊野神社大祭 地産地消イベント・徳内いも煮会 最上徳内記念館企画展	市、観光物産協会 そば花まつり実行委員会 郷土芸能保存会 地産地消推進協議会 徳内記念館
10月	市民文化祭おまつりフェスティバル 隼の瀬ライトアップ 村山仙台交流イベント(秋) 健康文化村山21フェスティバル 伝承館まつり(長板そば50間堂) 厚岸かきまつり	村山市 隼の瀬を守る会 市、観光物産協会 村山市 農村文化保存伝承館 市商工会
11月	村山ふるさとフェア 浅草寺村山市観光物産展 女性フェスティバル 最上川徳内仙人太鼓 村山市芸術祭 そばまつり 菊まつり	J Aみちのく村山 観光物産協会 女性団体連合会 村山市 芸術文化協会 そば街道協議会 村山市
11月～2月	街角きらきらイルミネーション	きらきら実行委員会
12月	クリスマスと新年カウントダウン	きらきら実行委員会
2月	最上徳内誕生記念北方領土フェア スノーランドIN東沢 徳内・冬の桜まつり 山ノ内雪まつり 街角きらきら料飲まつり 村川透映画祭 最上徳内記念館特別展	村山市 市、観光物産協会 きらきら実行委員会 山ノ内地区 料理飲食業組合 実行委員会 徳内記念館
3月	村山の雛まつり(村山雛のみち) 段々ロングな雛まつり	徳内記念館ほか きらきら実行委員会

まつりのPRと観光ルート設定

村山市には全国でも珍しい市職員で構成する「元気な村山づくり活動隊」(徳内ばやし隊、徳内ちんどん隊、音楽隊)があります。これらの活動隊が全国各地を訪問し村山市のPR活動を積極的に実施します。

また、「そば」「バラ」「徳内」の地域資源を活かしたまつりを有機的に結んだ広域観光ルートを設定しPRします。

むらやま徳内まつりに係る規制緩和への取組み

徳内まつりを一層盛り上げるためには、徳内ばやしの囃し手の拡充と山車の大型化を図り必要があります。また、まつりをスムーズに開催するためには、道路使用時間や露店開店時間の延長も必要です。そのために道路法や道路交通法などの規制緩和に必要な取組みを行います。

- ・山車の積載基準、荷台乗車規制緩和への取組み
- ・まつり会場、露店等の道路交通規制緩和への取組み

東京村山会、仙台村山会発足

平成14年に発足した東京村山会に加え、特に山形県内への訪問者が多い仙台圏域住民を対象に仙台村山会を発足させ、村山のPRと交流人口の拡大を図ります。

市民いきいき街角きらきら運動の推進

村山市を訪れた人々に気持ちよい時間を過ごしてもらうために、市民総参加の街角きらきら運動を推進します。

- ・街角花いっぱい運動の拡大
- ・街角美化運動の推進
- ・市の花「バラ」市の木「アカマツ」の植栽運動

地産地消の拡大と商品開発

地元産の農産物等の販売促進や特色ある土産品等の開発によって、産業の育成とまつり経済効果の拡大を図ります。

- ・産地直売に取り組む農業者組織の育成支援
- ・農産物を利用した特産加工品の開発
- ・村山の酒、ワイン、濁酒等の開発と販売
- ・山菜等直売の活動支援

むらやまグリーンツーリズムの推進

グリーンツーリズムの推進を図るために、農村体験メニューの充実とPRに努めます。

- ・農村文化伝承の家での体験メニューの充実（そば打ち等）
- ・観光農園のネットワーク化と宣伝体制の整備
- ・そば花まつり等農業と観光の一体的取組み
- ・じゅんさい摘み取り体験
- ・農家自身による体験農業の機会提供

大型雪室の活用

村山市内には本州で最大規模の雪室（玄米貯蔵量5万9千俵）がありますが、この雪室の一部を市内で生産される濁酒の夏季間の保存用に活用すべく検討を進めます。

まつり交流特区における実施主体への経済支援

まつり交流特区内において、規制の特例措置を受けて事業を行う実施主体に対し経済的支援を行うことで新規起業を促進します。

・濁酒製造を行うための施設整備費及び農家民宿並びに農家レストラン等を新たに開業する場合の施設整備費に対する無利子貸付などの支援制度の創設

(2) 全国的に行われる規制緩和の活用

農林漁家が民宿を行う場合の旅館業法上の面積要件の撤廃

宿泊施設がその宿泊者を対象に行う送迎のための輸送について

(別紙)

1 特定事業の名称

407

農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

本特別区域内において農家民宿を開業しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

施設を設けて人を宿泊させ、農村滞在型余暇活動（主として都市の住民が余暇を利用して農村に滞在しつつ行う農作業の体験その他農林畜産業に対する理解を深めるための活動）に必要な役務を提供する農家民宿（農家民宿に類する形態である畜産林業家民宿を含む。）事業を特区内で行う場合、「誘導灯及び誘導標識」並びに「消防機関へ通報する火災報知設備」の設置については、平成15年3月26日付け消防予第90号消防庁予防課長通知で定めるガイドラインが適用されます。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 規制の特例措置の必要性

農村文化や地域資源を活用して農村環境の魅力を発信するとともに、そこに住む人々の知恵と経験、技術を発揮できる生きがいの場としての農家民宿事業を推進するためには、農家民宿事業実施に際しての負担軽減が必要です。

当該規制の特例措置により、「誘導灯及び誘導標識」並びに「消防機関へ通報する火災報知設備」の設置については、前述のガイドラインが適用されますので、農村地域における新たな起業の促進を図る上からも、当該特例措置の適用が必要です。

(2) 要件適合性を認めた根拠

誘導灯及び誘導標識について

農家民宿等の避難階（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第13条の3第1項）において、以下の条件のすべてに該当する場合には、令第26条の規定にかかわらず、当該避難階における誘導灯及び誘導標識の設置を要しない。

ア 各客室から直接外部に容易に避難できること。

イ 建物に不案内な宿泊者でも各客室から廊下に出れば、夜間であっても迷うことなく非難口に到達できること等簡明な経路により容易に避難口まで避難できること。

ウ 農家民宿等の外に避難した者が、当該農家民宿等の開口部から3m以内の部分を通らずに安全な場所へ避難できること。

エ 農家民宿等において、その従業者が、宿泊者等に対して避難口等の案内を行うこととしていること。

消防機関へ通報する火災報知設備について

消防機関へ通報する火災報知設備の設置を要する農家民宿等において、以下の条件のすべてに該当する場合には、令第23条第3項の規定にかかわらず、当該農家民宿等における消防機関へ通報する火災報知設備の設置を要しない。

ア 前述 の条件を満たしていること。

イ 客室が10室以下であること。

ウ 消防機関へ常時通報することができる電話が、常時人がいる場所に設置されており、当該電話付近に通報内容（火災である旨並びに防火対象物の所在地、建物名及び電話番号の情報その他これに関連する内容とすること）が明示されること。

(別紙)

1 特定事業の名称

707

特定農業者による濁酒の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業(旅館、民宿、料理飲食店など)を併せ営む農業者で、自ら生産した米を原料として濁酒を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

「まつり」を契機とした都市と農村の交流を促進し、農村地域の活性化を図るために、まつり交流特区(村山市全域)内で農家民宿や農家レストランなど、酒類を自己の営業場において飲用に供する業を併せ営む農業者が、当該特区内に所在する自己の酒類の製造場において自ら生産した米を原料として濁酒を製造し、提供・販売する。

この場合において本事業の実施主体が、当該特区内に所在する自己の酒類の製造場において濁酒を製造するため濁酒の製造免許を申請した場合には、酒税法第7条第2項(最低製造数量基準(年間6k1))の規定は適用しない。

5 当該規制の特例措置の内容

まつり交流が拡大するにつれ、訪れる観光客も村山市の豊かな自然や素朴な人情にふれることで、限られたまつり期間のみでなく、年間を通して地域のさまざまな風情や文化に興味を持ち、体験型、滞在型交流への要求が強まると予想されます。

当該規制の特例措置により、農家民宿や農家レストラン等を併せ営む農業者が、自ら生産した米を原料として濁酒を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないものとなり、酒類製造免許を受けることが可能となります。

このことにより、農家等によるもてなしとして、まつり客等に濁酒の提供をすることは、農村地域の特性を生かした交流に大きな魅力を加えることとなり、観光客の増加などによる交流人口の拡大と地産地消による農業の振興が期待できます。

また、濁酒製造への取り組みは、小規模ながらも新たな起業と捉えることができることから、農村地域に根ざした自発的な取り組みの広がりによる地域の活性化を図るためにも、当該特例措置の適用が必要です。

なお、当該特定事業により、酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生し、税務当局の検査・調査の対象とされます。